

事業継続力強化支援事業の目標

1. 現 状

(1) 地域の概要

本計画の対象地域は、市貝町全域であり、市貝町商工会の管轄地区である。東西約 9.9 km、南北 15.6 km、面積は 64.24 km²で、栃木県の面積 (6,413.79 km²) の約 1% にあたる南北に細長い町である。

当商工会と町役場がある町中心部の市塙地区、南部の赤羽地区、北部の小貝地区と大きく 3 地区に分けられる。

(2) 地域の自然災害リスク

南西部は関東平野の北端であり、平坦で耕地が多く、東北部一帯は八溝山系に属し、河川は八溝山系に源を発している小貝川が町の中央を南北に貫流し、桜川は東部山間地を南流して小貝川に合流している。荒川は町の北部の一部地域を流れるほか、大川、赤堀川、思川、市の堀等が南流している。また、赤羽地区にほど近い芳賀町東部には五行川が流れている。

当地域で自然災害が発生した場合に想定される被害等は次のとおり。

① 洪水

小貝川、荒川、五行川が浸水想定区域を指定した河川となっており、本町で作成した「市貝町防災ハザードマップ」(平成 31 年 2 月)によると、小貝川沿いの市塙、赤羽地区の一部、荒川沿いの小貝地区の一部、五行川に近い赤羽地区の一部が浸水想定区域に指定されている。

② 土砂災害

町内における山地災害危険地区は、山腹崩壊危険地区 6 2 地区、地すべり危険地区 2 地区、崩壊土砂流出危険地区 7 地区が指定されている。また、急傾斜地崩壊危険箇所は 19 箇所、土石流危険渓流は 12 箇所が指定されている。

② 地震

国立研究開発法人防災科学技術研究所「地震ハザードステーション」の防災地図によると、今後 30 年間で震度 6 弱以上の地震が発生する確率は、中央から南西部にかけて 26.0~100.0%、それ以外は 6.0~26.0% となっている。

栃木県では、平成 16 年度に実施した地震被害想定 of データを使用して、本県においても最も甚大な被害を及ぼす可能性が高い地震を想定した被害予測を行っており、その結果は、次のとおりとなっている。

■ 想定した地震の前提条件設定

想定地震名	地震規模	断層種別	断層長さ	震源深さ
想定宇都宮市直下型地震	M8.0	線震源	約 30km	5km

■被害想定結果

項 目		市貝町		
		①冬 早朝 5 時	②春秋 昼 12 時	③冬 夕刻 18 時
地震動	計測震度	全町で震度 5 弱から震度 5 強の揺れが予想される。		
建物 被害	全壊棟数 [棟]	70		
	[率]	1.32%		
半壊棟数 [棟]		461		
	[率]	8.71%		
地震 火災	出火件数 [件]	0	0	1
	焼失棟数 [棟]	0	0	0
	[率]	0.00%	0.00%	0.00%
交通 支障	道路施設	町内の広いエリアで通行支障が発生する。		
	鉄道施設			
人的 被害	死者数 [人]	3	2	2
	傷病者数 [人]	66	58	53
	要救助者数 [人]	15	12	11
機能 被害	最大避難所生活者数 (1 日後) [人]	188 (※冬夕刻 18 時発災ケース)		

④ 集中豪雨

近年、これまでに経験したことのないような豪雨が、頻発しており、今後も地球温暖化等の影響により、集中豪雨に対して注意が必要である。

特に昭和 6 1 (1 9 8 6) 年台風 1 0 号では、甚大な被害があり土砂崩れ、家屋の床上浸水のほか、農産物、農産用施設被害で 4 3 7 , 5 8 3 千円という記録が残っている。

また、令和元年東日本台風においても、荒川の氾濫により小貝地区の一部で家屋の床上浸水など大きな被害が、発生した。

⑤ 竜 巻

平成 2 4 年 5 月 6 日に発生した竜巻では、隣接町で大きな被害が発生したため、当町においても、事務所や生産施設等の屋根の飛散、損傷、倒壊などについて十分に注意が必要である。

(3) 感染症のリスク

感染症が流行した場合に想定される影響等は、次のとおり。

① 売上の減少

次に示す消費者等の動きと、これに伴う需要の落ち込み

- ・消費者（外国人を含む）の自粛行動
- ・式典、イベント、会合、学校行事等の中止
- ・宴会、宿泊、旅行（ツアー・貸切バス利用他）等のキャンセル
- ・学校休校
- ・風評被害
- ・先行き不安による消費マインドの低下

② 仕入・調達等の支障

次に示す企業等の動きと、これに伴う需要又は供給の落ち込み

- ・工場、物流（海外を含む）の停止

- ・原材料、資材、部材等の不足、納入遅延、価格の高騰
- ・部品、製品、商品の不足、納入遅延、価格の高騰
- ・備品（マスク・消毒薬等）、燃料の不足、納入遅延、価格の高騰
- ・生産、工期の遅れ
- ・生産の減少、未成工事の増加に伴う受注制限、停止

③ 事業継続への影響

- ・資金繰りの支障
- ・本人又は家族の感染に伴う従業員の出勤停止
- ・学校等休校に伴う子の世話等による従業員の出勤不能
- ・営業自粛、時間短縮要請への対応難
- ・テレワーク、時差出勤への対応難

(4) その他の事業継続リスク

自然災害、感染症以外の不慮の事態とその影響等は、次のとおり。

① 店舗・工場等の火災

- ・所有する建物や設備、什器、備品等の滅失、これに伴う事業の停滞、縮小、休止、廃止

② 経営者・従業員の病気やケガ

- ・長期療養による就業不能又は死亡、これに伴う事業の停滞、縮小、休止、廃止

(5) 商工業者の状況（平成28年経済センサス活動調査）

商工業者数 397者（うち小規模事業者数 321者）

業種	商工業者	小規模事業者	備考（事業所の立地状況等）
建設業	65	64	市塙・赤羽地区に多い
製造業	66	50	赤羽地区に工業団地がある
卸売業	11	8	
小売業	77	57	市塙地区に多い
飲食店・宿泊業	29	23	市塙地区に多い
サービス業	97	77	赤羽・市塙地区に多い
その他	52	42	
合計	397	321	

(6) これまでの取組

① 市貝町の取組

町は、災害発生時に県全体が協力して円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、住民への適切な防災意識の高揚に努めるとともに、児童・生徒や防災上重要な施設の管理者、職員に対する防災教育を行うほか、次の事項に取り組んでいる。

- ・自主防災思想の普及、徹底
- ・防災に関する調査研究（防災カルテ・洪水ハザードマップ・土砂災害ハザードマップの作成を含む。）

- ・防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮
- ・防災訓練の実施
- ・防災用資機材の備蓄、調達体制の整備

② 市貝町商工会の取組

- ・会員被災情報の収集
- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・県主催の事業者BCP策定セミナーの周知と参加促進
- ・栃木県火災共済(協)と連携した火災共済への加入促進
- ・上部団体である全国商工会連合会(以下、「全国連」という。)の福祉共済(病気・ケガの補償)への加入促進
- ・防災備品(スコープ、懐中電灯、非常食等)の備蓄
- ・町が実施する防災訓練への参加及び協力

2. 課 題

(1) 事業者に対すること

- ・防災、減災の必要性認識が不十分な事業者への意識啓発を強化し、地域内事業者の災害リスクの認識向上を図ること
- ・防災、減災の取組方法に関する認知度が低い事業者に対し、事例等を活用しながら、防災、減災の取組を紹介し、多くの事業者の取組につなげること
- ・取組状況は、規模が小さい事業者ほど低調であることから、簡易なものから紹介し、取り組み開始のハードルを下げること

(2) 商工会内部に関すること

- ・平成 26 年に市貝町商工会危機管理マニュアルを策定したものの、実際の緊急時の対応が確立できておらず、職員個々の知識と能力に頼らざるを得ない状況であることから、対応にあたる具体的な体制・役割分担などについて、職員間で十分に共有し、行動できるようにすること
- ・事前の対策・緊急時の対応を進めるにあたり、必要なノウハウを持つ人員が不足していることから、職員の資質向上を図ること
- ・緊急時における町と商工会、国、栃木県、栃木県商工会連合会(以下、「商工連」という。)との被害情報の報告ルールが定まっていないことから、情報共有及び報告の伝達ルート、内容等を明確にすること

3. 目 標

自然災害に対しては、市貝町地域防災計画を踏まえつつ、本町の商工業者に対する事前防災・減災の対策や発生後のいち早い応急・復旧等について、市貝町と市貝町商工会が一体となって取り組む。

地域全体を巻き込む自然災害や感染症、更には事業者個々に不測の事態が発生しても、経済活動が機能不全に陥ることを防ぎ、市貝町及びこれを構成する事業者の持続的発展を目指す。

具体的な目標は、次の3項目。

➤ **小規模事業者が取り組み可能な事業継続力強化の提案と支援**

事業者に対し地域の自然災害、感染症、その他の事業継続リスク（火災、病気やケガを含む）等を認識させ、事業者BCP策定を含む事業継続力強化への取組や損害保険・共済制度への加入を促す。

➤ **速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制の確立**

自然災害、感染症リスク発生時に速やかな支援が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を職員全員が把握する。

➤ **被害の把握・報告ルートの確立**

緊急時における町と商工会、国、県、商工連との被害情報報告ルート、内容等を明確化し、自然災害、感染症リスク発生時は商工会の会員・非会員を問わず地域内の被害情報を収集し、必要な支援を講ずる。

1. 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和3年4月1日～令和8年3月31日)

2. 事業継続力強化支援事業の内容

(1) 事前の対策

① 地域内事業者に対する自然災害等事業継続リスクの周知

- ・職員による巡回や窓口指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等の事業継続リスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済制度加入等）について説明する。
- ・会報や町広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険・共済制度の概要、事業者BCPに積極的に取り組む事業者の紹介等を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、事業者に対し、普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険・共済制度の紹介等を実施する。
- ・全国連作成の「リスクチェックシート」等を活用しながら、リスクごとの損害保険・共済制度の加入確認を行い、対応が不十分な項目について、加入の提案等を行う。

② 地域内事業者に対する事業者BCPの作成支援

- ・事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について助言を行う。
- ・事業者BCP策定のためのワークショップを開催する。
- ・策定支援に際しては、県のBCP策定支援プロジェクトも活用する。

③ 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・市貝町商工会危機管理マニュアルを平成26年に作成済み。

④ 関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶ東京海上日動火災保険(株)、全国連と提携している あいおいニッセイ同和損保(株)に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関へ普及啓発ポスターの掲示を依頼する。

⑤ フォローアップ

- ・地域内事業者の事業者BCP等への取組状況を確認する。
- ・(仮称)市貝町事業継続力強化支援協議会（構成員：市貝町商工会、市貝町）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

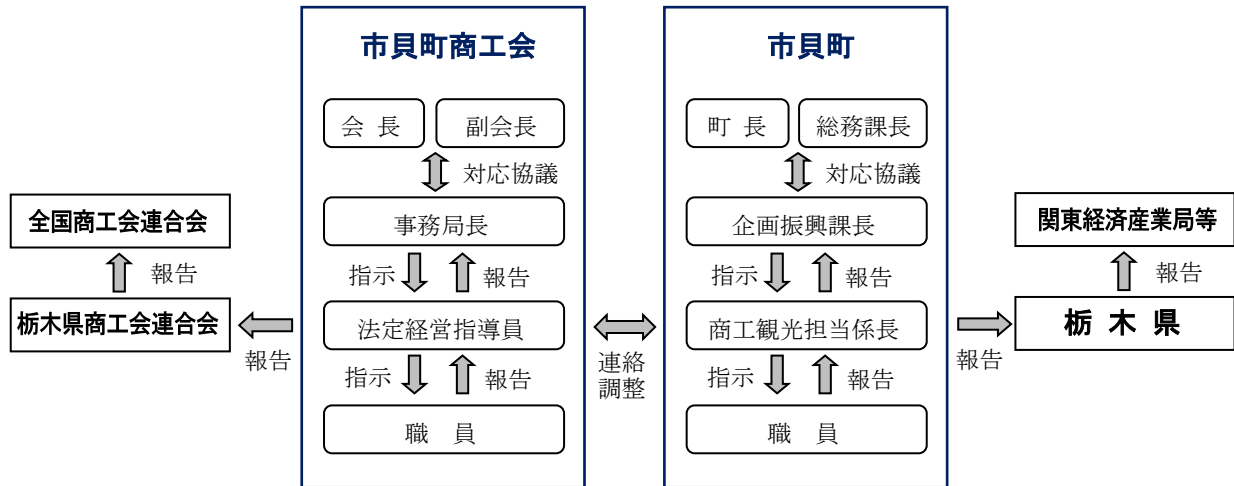
⑥ 訓練の実施

- ・災害（令和元年東日本台風・東日本大震災等と同規模）が発生したと仮定し、町と商工会の連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

以上、①②⑤⑥の対策については、適宜、東京海上日動火災保険(株)、あいおいニッセイ同和損保(株)の他、栃木県火災共済(協)と連携協力し実施する。

(2) 自然災害等リスク発生時における指揮命令系統・連絡体制

- ・ 自然災害等リスク発生時の指揮命令系統・連絡体制は以下のとおりとする。
- ・ 事前に風水害等の発生が予想される場合は、あらかじめ指揮命令系統・連絡体制の確認を行う。



(3) 自然災害等リスク発生時の対応

① 大規模自然災害

大規模自然災害が発生（※1）した場合は、以下の手順で対応する。

（※1）大規模自然災害発生とすることの目安

- ・ 風水害：特別警報が発表された場合
- ・ 地震：震度6弱以上の揺れが観測された場合

1) 職員の安否・出勤可否の確認

- ・ 商工会職員は、発生後速やかに法定経営指導員（又はその代行者）へ安否・出勤可否の報告を行う。
- ・ 報告を受けた法定経営指導員は、職員の業務従事の可否を町及び商工連へ報告するとともに、町が把握する被害状況を共有する。

2) 地域内事業者の被害状況の確認

- ・ 町は、罹災証明申請書に被害状況や被害額の記載欄を設け、地域内事業者の被害状況を確認する。
- ・ 商工会は、巡回・電話等により地域内事業者の被害額・状況を確認する。

3) 被害情報の共有

- ・ 町と商工会は、以下の方法と頻度で被害情報等を共有する。
- ・ 情報共有は、本計画の申請ガイドライン（栃木県版）で示された実態調査票（様式1）を用いる。

・共有方法 電子メール（又は電話・FAX・通知）

・共有頻度

期間（発生日起算）	頻度
1週目	1日に2回
2週目	1日に1回
3・4週目	1週間に2回
5週目～	1週間に1回

※状況に応じ調整あり

4) 被害情報の報告

- ・町と商工会は3) のとおり情報を共有した後、町は県へ当該実態調査票を用い、定められた期日までに報告する。また、商工会は当該実態調査票の内容を網羅した全国連の商工会災害システムも活用し、随時報告する。

② 国際的に脅威となる感染症

国際的に脅威となる感染症（※2）が流行した場合は、以下の手順で対応する。

（※2）国際的に脅威となる感染症流行とすることの目安

- ・世界保健機関（WHO）が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」に該当すると表明した場合

1) 地域内事業者に対するリスクの周知

- ・感染症発生国の経済状況・工場の稼働状況等、今後地域内事業者の経営に影響を与えうるリスクについて周知する。

2) 管内事業者の被害状況の確認

- ・町は、来庁又は問い合わせを受けた地域内事業者の被害状況を確認する。
- ・商工会は、巡回・電話等により地域内事業者の被害状況を確認する。

3) 被害情報の共有

- ・町と商工会は、以下の方法と頻度で被害情報等を共有する。
- ・情報共有は、本計画の申請ガイドライン（栃木県版）で示された実態調査票（様式2）等を用いる。

・共有方法 電子メール（又は電話・FAX・通知）

・共有頻度

期間	頻度
海外発生期	1月に1回
国内発生早期	1月に2回
国内感染期	1週間に1回

※状況に応じ調整あり

4) 被害情報の報告

- ・町と商工会は3) のとおり情報を共有した後、町は県へ、商工会は商工連へ定められた期日までに報告する。なお、情報報告は当該実態調査票等を用いる。

(4) 被災事業者に対する支援

① 応急対策時の支援

- ・相談窓口の設置にあたっては、町と商工会が対応内容等について協議し、安全性が確認された場所に開設する。

- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国、県、町等の施策）を周知する。
- ・ 被災事業者に、各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続きを受ける場合に必要な「罹災証明書」について周知し、取得を促す。また、添付が求められる被災状況写真を撮影しておくよう指導（又は撮影）する。

② 復旧・復興支援

- ・ 国、県の方針に従って、町と商工会が復旧・復興支援の方針を決め、被災事業者に対して支援を行う。
- ・ 被災事業者施策（国、県、町等の施策）を周知する。
- ・ 被害規模が大きく、町・商工会職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県・商工連等に相談する。

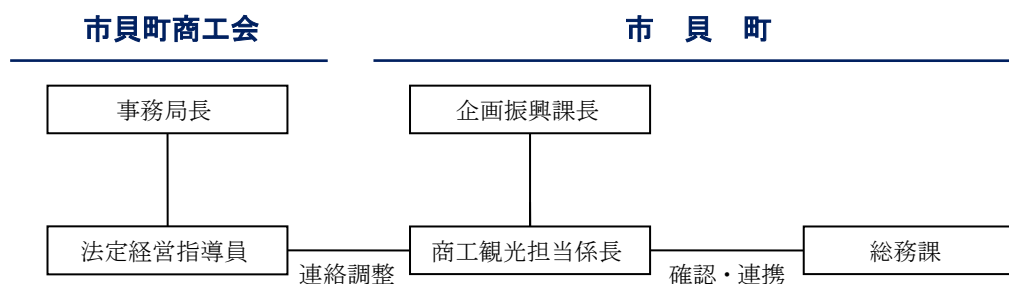
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和2年12月現在)

(1) 実施体制 (商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会と関係市町の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 法定経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

① 法定経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 長岡 好美 (連絡先は (3) ①のとおり)

② 法定経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

- ・ 本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・ 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (四半期に1回以上)

(3) 商工会、関係市町連絡先

① 商工会

市貝町商工会

〒321-3423 芳賀郡市貝町大字市塙 4117-12

TEL : 0285-68-0071 / FAX : 0285-68-0485

E-mail : ichikai_net@shokokai-tochigi.or.jp

② 関係市町

市貝町企画振興課

〒321-3423 芳賀郡市貝町大字市塙 1280

TEL : 0285-68-1118 / FAX : 0285-68-3227

E-mail : kikaku02@town.ichikai.tochigi.jp

(4) 被害情報報告先

① 栃木県

産業労働観光部 経営支援課

〒320-8501 宇都宮市埴田 1-1-20

TEL : 028-623-3173 / FAX : 028-623-3340

E-mail: dantai-s@pref.tochigi.lg.jp

② 栃木県商工会連合会

顔晴る企業応援課

〒320-0806 宇都宮市中央 3-1-4

TEL : 028-637-3731 / FAX : 028-637-2875

E-mail : ganbaru_fed@shokokai-tochigi.or.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
1. BCP策定セミナー開催費 ・講師謝金・旅費・会場借料・広告料	50	50	50	50	50
2. 個社支援 ・専門家派遣費・専門家謝金・旅費	80	80	80	80	80
3. 普及・啓発費 ・ポスター、チラシ印刷費	30	30	30	30	30
4. 協議会開催費 ・専門家謝金・旅費・会議費	40	40	40	40	40

調達方法
会費、市貝町補助金、事業収入等